

免田栄資料 (先行公開:2019年度企画展示資料より10点)

資料群ID:MI01 目録番号:MI01-001~MI01-010 現保管場所:文書館 2018年度~担当:香室 (目録作成協力:市民研究員 高峰・甲斐)

元所蔵者:免田 栄・免田 玉枝 寄贈受入日:2019年1月17日

資料概要:日本で初めて死刑囚が再審無罪になった「免田事件」に関する資料。本資料群は、免田事件を長年取材してきた元熊本日日新聞社記者 高峰武氏・甲斐壮一氏の仲介により、事件当事者である免田栄氏と妻の玉枝氏から本館に寄贈された。免田氏の獄中生活、再審無罪が確定した経緯と背景、そして当時の死刑に関する法解釈を示唆する文書や私信が含まれた貴重な資料群である。

◆(事件について) 免田栄氏は昭和24年に逮捕され自白調書が取られた後、公判でアリバイを主張し全面否認に転じたが、一審熊本地裁八代支部で死刑判決を受けた。判決は福岡高裁、最高裁でも維持され、昭和27年に確定した。免田氏は無実を訴え、第3次請求で再審開始が認められたものの(西辻決定)、検察側の即時抗告により福岡高裁で取り消された。そして第6次再審請求の末、昭和58年に無罪が確定した。

◆(利用上の注意)「公開可」の資料であっても、個人情報やプライバシーに係る部分については非公開とします。資料提供準備に時間がかかることがありますので、閲覧・複写等ご希望の際は時間に余裕をもった申請手続きをお願いいたします。

※資料ID例: 001 (公文書)遺体引き取りに関する父親宛て文書 = MD01-001

番号	旧番号	件名	作成者等	年	月	日	媒体	体裁	コピー/原本	数	内容・備考	公開可否
001	K-1	(公文書)発第148号 遺体引き取りに関する父宛て文書	福岡刑務所→免田栄作 [ママ]	1952(昭27)	1	14	6 書類	B5/1枚/手書き	原本	1	死刑確定(1952年1月5日)により遺体引き取り、または火葬料(700円)の支払いを求める。遺体の引き取りも火葬料の支払いもない場合は、解剖のため九州大医学部へ送付しても異存ないか尋ねている。この場合医学部庶務課宛てに「遺骨下附願」を出せば「後日遺骨は下附される」とも記されている。罫紙は「刑務所用」。	可
002	K-2	(公文書)発第3507号 遺体引き取りに関する父宛て文書	福岡刑務所→免田栄作 [ママ]	1952(昭27)	9	17	6 書類	8K/1枚/活字・手書き	原本	1	001と同趣旨。「至急」の朱印あり。回答がないため催促したとみられる。罫紙は「刑務所用」。	可
003	K-3	(公文書)収第6652号 遺体引き取りに関する父宛て文書	福岡刑務所→免田栄作 [ママ]	1952(昭27)	10	7	6 書類	B4/1枚/手書き	原本	1	再審請求と死刑の執行停止の関係を考える上で貴重な資料。免田氏が1952年6月に第1次再審請求を行ったことを受けて、「(再審請求の)手続きが終了し且つ、法務大臣の命があるまで死刑の執行はされない」と明記されている。2019年現在、法務省は「再審請求は死刑執行を停止する理由に当たらない」との見解。しかし、1952年の時点では再審請求中は死刑が執行されていなかった実務運用をこの資料は示している。火葬料が800円に上がったことも知らせている。同年8月1日以降「法務省」となったが、それ以前の「法務府」の罫紙が使用されている。	可
004	K-206	(私信)父宛てハガキ	免田栄→免田栄策	1950(昭25)	1	10	8 ハガキ	1枚/手書き/鉛筆	原本	1	【内容:1月19日の公判にはぜひ来て・その時、タンセン(丹前)、ズボン、シャツなどを持って来て・米3、4升で差し入れ頼みます】平仮名が多い文面。便りを出し続けるうちに漢字が増え、筆跡もしっかりとしてくる。特有の当て字もある。	可
005	K-90	(私信)父宛てハガキ	免田栄[代筆]→免田栄策	[1950(昭25)]	[6]	[4]	8 ハガキ	1枚/手書き/鉛筆	原本	1	【内容:本日午後5時、突然福岡行きを言い渡され、翌朝出発ということになった・お会いしてお願い事もあったが、それもできない・遠方なので度々会うこともできないので、時折便りをお願いします・都合がつけばなら石鹸、歯磨き粉、チリ紙、食べ物を送って】消印不明。差出人名の下に「25. 6. 4」。熊本地裁八代支部が死刑判決を言い渡した同年3月23日の後に出されたハガキ。	可
006	K-114	(私信)父宛てハガキ	免田栄[代筆]→免田栄策	[1950(昭25)]	[6]	[5]	8 ハガキ	1枚/手書き/鉛筆	原本	1	【内容:二伸。福岡に行くまでに一度赤飯かぼた餅でも腹いっぱい食って行きたいと思っていたが、それも今はできない・仕事の都合をみて一度来てほしい・叔父さん、叔母さん方にも面会して最後のお願いをしていく考えだったが、父上からよろしく礼を言って】消印不明。差出人名下に「25. 6. 5」。	可
007	K-98	(私信)父宛てハガキ	免田栄→免田栄策	1956(昭31)	8	22	8 ハガキ	1枚/手書き/インク	原本	1	【内容:16日に弁護士が来て、再審決定について今後の相談をした・父上にお問い合わせがあるのでできるだけ早く面会に来て・服を送って・九分九厘まで私の正しい審理(真理?)が通ったので今後の協力を】第3次再審請求の西辻決定直後。しかし、検察側が即時抗告し、福岡高裁は逆転の取り消し決定。最高裁に特別抗告するが棄却され、再審開始が実現するまで、さらに24年余の年月が費やされる。	可

免田栄資料 MIO1  
(2019年度企画展示資料)

番号	旧番号	件名	作成者等	年	月	日	媒体	体裁	コピー/原本	数	内容・備考	公開可否
008	T-34	免田再審鑑定書集	日本弁護士連合会 人権擁護委員会	1987(昭62)	1	31	3 通信・雑誌・報告書等	A5/816頁	原本	1	日弁連がまとめた免田事件再審の鑑定記録。原第一審(死刑判決)、控訴趣意書、第二審(死刑判決)、第3次再審請求に対して再審開始を言い渡した1956(昭和31)年熊本地裁八代支部の「西辻決定」、西辻決定を取り消した福岡高裁決定、第6次請求での再審開始再審決定(福岡高裁)など、資料性が高い。被害者の創傷の順序をめぐる鑑定は免田事件でも大きな争点となり、第6次再審請求とその再審開始決定では大きな役割を担った。	可
009	T-51	(報告書)免田事件について	[弁護士・荒木哲也]	-	-	-	6 書類	B4/10頁/ 手書き	コピー	1	事件経過や再審をめぐる経緯を簡潔に報告している。再審免田事件弁護団に熊本からただ一人参加した荒木哲也弁護士が手書きでまとめた報告書だと考えられる。1983(昭和58)年7月15日の再審無罪判決以降の執筆だが、作成時期は不明。京町法律事務所の用紙。1頁目に「免田事件について、事件の展開と証拠状況の展開、本人の闘い、救援運動を示します」とあり、以下(事件)、(証拠状況)、(本人の闘い)と続く。 「逮捕された当時(二三才)はヒラガナでやっと自分の名前が書ける程度」だった免田氏が「偉大な事業をなし遂げた原因は一体何か。それは「真実」+「偉大な恐怖心」が強力な生への原動力となった、としている。	可
010	T-8	(公文書)平成17年(た)第2号決定:請求人 免田栄、主文 本件再審請求を棄却する	熊本地裁→ 免田栄	2007(平19)	10	31	6 書類	A4/2頁	コピー	1	免田氏が、「再審無罪判決では身柄の拘束が解消されていない」、「死刑とした一審の確定判決が解消されていない」として再審を請求したことへの決定。再審無罪になった者がその無罪判決の取り消しを求めた、異例の請求。例えば通常の裁判の高裁判決では、「一審判決を取り消し」た上で「無罪」などとなるが、再審の場合は裁判のやり直しのため、判決の主文はただ「無罪」となる。免田氏には、「死刑判決が取り消されていない」ことが「自由社会」に帰ってきてからも社会から厳しい視線が注がれる一因だという気持ちがある。	可